

【表紙】

【発行登録番号】 1 -外債 1

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月19日

【発行者の名称】 ニュー・サウス・ウェールズ財務公社
(New South Wales Treasury Corporation)

【代表者の役職氏名】 デイビッド・デヴェラル (David Deverall)
主席執行役員 (Chief Executive)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 島崎文彰

【住所】 東京都千代田区神田小川町一丁目7番地
小川町メセナビル4階
島崎法律事務所

【電話番号】 (03)5843-9631

【事務連絡者氏名】 弁護士 島崎文彰

【住所】 東京都千代田区神田小川町一丁目7番地
小川町メセナビル4階
島崎法律事務所

【電話番号】 (03)5843-9631

【発行登録の対象とした募集又は売出し】 売出し

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日 (2019年11月27日) から2年を経過する日 (2021年11月26日) まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 3,000億円

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

該当事項なし。

第2 【売出要項】

以下に記載するもの以外については、債券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載します。

- 1 【売出要項】
未定。
- 2 【利息支払の方法】
未定。
- 3 【償還の方法】
未定。
- 4 【元利金支払場所】
未定。
- 5 【担保又は保証に関する事項】
未定。
- 6 【債券の管理会社の職務】
未定。
- 7 【債権者集会に関する事項】
未定。
- 8 【課税上の取扱い】
未定。
- 9 【準拠法及び管轄裁判所】
未定。
- 10 【公告の方法】
未定。
- 11 【その他】
未定。

第3 【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当事項なし。

第4 【法律意見】

オーストラリアにおける発行者の法律顧問であるベーカー&マッケンジー法律事務所から、次の趣旨の法律意見書(ただし、同意見書に記載の一定の仮定および限定に服する。)が提出されている。

- (1) 発行者による発行登録書の関東財務局長への提出は、発行者により適法に授權されている。
- (2) 発行者による発行登録書の関東財務局長への提出は、ニュー・サウス・ウェールズ州またはオーストラリア連邦のいかなる法律の現行規定にも違反しない。

第5 【その他の記載事項】

未定。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度	[自 2017年7月1日 至 2018年6月30日]	2018年12月19日 関東財務局長に提出
会計年度	[自 2018年7月1日 至 2019年6月30日]	2019年12月28日までに 関東財務局長に提出予定
会計年度	[自 2019年7月1日 至 2020年6月30日]	2020年12月28日までに 関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国者臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当事項なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。